

「居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(香川県指定 第3771600057号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして「居宅介護サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ご契約者の居宅介護サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるようご契約者及びその家族等、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅介護サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅介護サービス計画を変更します。

◇◆目次◆◇

1.	事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・	1
4.	職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5.	当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	2
6.	サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・	4
7.	苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8.	身体拘束廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
9.	虐待防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
10.	感染症対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
11.	個人情報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
11.	重要事項説明書付属文書・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	①事業者の義務	
	②損害賠償	
	③契約終了	

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人多度津福祉会
(2) 法人所在地 香川県仲多度郡多度津町西港町127番地3
(3) 電話番号 0877-33-0222
(4) 代表者氏名 理事長 塩田 博志
(5) 設立年月 昭和52年7月29日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 指定居宅介護支援は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、居宅介護支援を提供します。
(3) 事業所の名称 多度津老人介護支援センター
平成11年9月16日指定 香川県3771600057号
(4) 事業所の所在地 香川県仲多度郡多度津町西港町127番地3
(5) 電話番号 0877-33-0277
(6) 管理者氏名 介護支援専門員 小林 百合
(7) 当事業所の運営方針 居宅介護に関する相談に応じ、これらの方々のニーズに対応したサービスが受けられるよう、関係機関との連絡調整を図る等、地域要介護老人とそのご家族の福祉の向上を図ってまいります。
(8) 開設年月日 平成6年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実業の実施地域 多度津町の区域
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで
サービス提供時間帯	8:30～17:30

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<職員の配置状況>

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所管理者	1名（兼務）	1名
2. 介護支援専門員	2名以上（1名管理者兼務）	1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

① 居宅介護サービス計画の作成

ご契約者の居宅を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な福祉サービス、保健医療サービス（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅介護サービス計画を作成します。なおご契約者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求める事ができます。

<居宅介護サービス計画の作成の流れ>

①事業者は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条第2項により契約締結前にご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者の立場やご契約者の希望に基づき、居宅介護サービス計画を作成する旨を文書及び口頭でご説明をいたします。



②事業者は、ご契約者に「居宅介護支援」重要事項説明書（以下重要事項説明書）を交付し、指定居宅介護支援等の事業の内容並びに「居宅介護支援」契約書（以下契約書）の内容を説明し、ご理解を得たうえで重要事項説明書及び契約書同意の署名をいただきます。ご理解を得られない場合は、他の事業所をご紹介します。



③介護支援専門員に居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



④居宅サービス計画の作成の開始にあたり、介護支援専門員は当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を提供し、契約者又はその家族の希望を踏まえてサービス事業者の選定をし、その理由等を説明し、公正中立に行います。



⑤介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成します。



⑥介護支援専門員は、前項で作成した居宅介護サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス事業者等について、保険給付対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

- ② 居宅介護サービス計画作成後の便宜の供与
- ・ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅介護サービス計画の実施状況を把握します。
 - ・居宅介護サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
 - ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ③ 居宅介護サービス計画の変更
- ご契約者が居宅介護サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅介護サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅介護サービス計画を変更します。
- ④ 介護保険施設への紹介
- ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法廷代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

(1月につき)

要介護度区分 取扱件数区分	要介護 1・2	要介護 3・4・5
介護支援専門員1人当たり利用者の数が40人未満の場合	居宅介護支援費 10,860円	居宅介護支援費 14,110円

(1月につき)

加 算	加算額	加算回数等
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	入院当日、医療機関の職員に対して必要な情報提供を行った場合
Ⅱ	2,000円	入院した日の翌日又は翌々日に医療機関の職員に対して必要な情報提供を行った場合
退院・退所加算		入院等の期間中に病院等と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画を作成した場合。

退院・退所加算(Ⅰ) イ	4,500円	連携1回
退院・退所加算(Ⅰ) ロ	6,000円	連携1回(カンファレンス参加)
退院・退所加算(Ⅱ) イ	6,000円	連携2回以上
退院・退所加算(Ⅱ) ロ	7,500円	連携2回以上(内1回カンファレンス参加)
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
通院時情報連携加算	500円	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた場合。
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	介護保険料×0.15円	居宅介護支援に係る介護保険料の月額の15%。
同一建物減算	5%減算	当該事業所の建物と同一の敷地内の建物もしくは当該事業所と同一の建物に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は所定単位数の95/100に相当する単位数を算定します。

(2) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までに以下の方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

百十四銀行多度津支店 普通預金0959739

社会福祉法人多度津福祉会 特別養護老人ホーム桃陵苑ユニット

理事長 塩田 博志

(振り込み手数料のご負担をお願い致します。)

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

利用申込時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員一人当たりの担当利用者数

介護保険法令に定めるものとします。

(3) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(4) 病院または診療所（以下 医療機関）との連携にかかる説明事項

- ① 利用者が医療機関に入院する必要がある場合、介護支援専門員はその後の退院支援が行われるよう必要な医療機関との情報交換を行います。
- ② 利用者または家族においては、本人が医療機関への入院が必要になった場合には医療機関側には「担当の介護支援専門員の氏名」及び「連絡先（事業所名と電話番号）」をお知らせください。

(5) 当事業所において作成された居宅介護サービス計画の総数の割合

当事業所の居宅介護サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙「多度津老人介護支援センター 事業所利用割合表」のとおりです。

7. 苦情の受付について(契約書第 17 条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

苦情解決責任者	桃陵苑施設長 秋 山 忠 久	桃陵苑電話 3 3 - 0 2 2 2
第 三 者 委 員	苦情解決委員 熊 谷 宣 子 (介護認定審査会委員)	自宅電話 3 2 - 6 4 5 7
	苦情解決委員 細 川 清 二	自宅電話 3 3 - 3 8 3 3
施 設 窓 口	苦情受付担当者 香 西 伸 哉	桃陵苑電話 3 3 - 0 2 2 2

(2) 苦情処理の手順

苦情処理担当者又は第三者委員は、ご利用者並びにご家族等からの苦情の受付を随時行っています。受付けた苦情は、苦情解決責任者に報告します。苦情解決責任者は内容を検討し、必要に応じて第三者委員の立会いのもと 1 5 日以内に苦情申立人と話し合い解決に努めます。

(3) 事故発生時の対応概要

事故が発生した場合、ご利用者の意思を確認並びにご家族等に連絡し、主治医の診察・通院の可否等の指示を仰ぎ、ご利用者及びご家族等の希望に出来る限り沿えるよう努めますとともに次のように対応いたします。

①事故状況により保険者に連絡いたします。

②損害賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償保険会社に連絡し損害賠償を速やかに行います。

③原因を解明し事故の再発を防止するための対策を講じます。

(4) 個人情報保護について (契約書第 11 条参照)

第 7 項以下の個人情報の基本方針・個人情報の利用目的に基づき個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

(5) その他相談窓口

多度津町役場 高齢者保険課	所在地	香川県仲多度郡多度津町栄町 3 - 3 - 9 5
	電話番号	0 8 7 7 - 3 3 - 4 4 8 8
	F A X	0 8 7 7 - 3 3 - 2 5 5 0
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

国民健康保険 団体連合会	所在地	香川県高松市福岡町2-3-2
	電話番号	087-822-7435
	FAX	087-822-6023
	受付時間	9:00～17:00
香川県 社会福祉協議会	所在地	香川県高松市番町1丁目10番35号
	電話番号	087-861-0545
	FAX	087-861-2664
	受付時間	8:30～17:00

※ 但し、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は除く

※

8. 身体拘束廃止について

- (1) 利用者の人権尊重、尊厳の保持の観点から、原則身体拘束を行わないことを基本方針とします。
- (2) 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続
緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない事態が発生した場合は、利用者本人並びに身元保証人の意向も十分に勘案したうえで、次の
 - ① 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がない。
 - ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。
 といった3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限るものとします。

9. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者 施設長 秋山忠久
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待防止を啓発・普及するために定期的に職員研修を実施しています。

10. 感染症対策について

感染症対策委員会を設置し3ヶ月に1回又は必要時に委員会を開催しています。日常の衛生管理、健康管理等の予防策と発生時の対策を整備し、職員研修及び訓練を実施しております。

感染症発生時には早急に感染拡大防止対策を講じ、蔓延防止に努めます。

1 1. 個人情報に関する基本方針

社会福祉法人多度津福祉会（以下「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適法かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人は、委託する医療・介護関係事業者として業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定します。かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 0877-33-0222）までお問い合わせください。

4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する基本方針は、当法人のホームページ (<http://toryoen.jp/policy/>) で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

個人情報の利用目的

多度津町老人介護支援センターでは、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

1. 利用目的

- ① 利用者に係る居宅介護サービス計画を立案し、円滑なサービス提供が出来るように実施するサービス担当者会議での情報提供

- ② 介護支援専門員と居宅介護支援計画に関わるサービス事業者との連絡調整
- ③ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合ならびに、主治の医師または保険者等の意見を求める必要がある場合
- ④ その他サービス提供に必要な場合等、または緊急を要する時の連絡等

2. 利用期間

サービス提供の契約期間に準ずる

3. 利用条件

- ① 個人情報の利用にあたり、契約者及びその家族に対して事前に文書で説明をした上で、利用に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- ② 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外には、決して利用しません。また、契約者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らしません。
- ③ 個人情報を利用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

多度津老人介護支援センター

説明者職名 介護支援専門員 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印

続 柄 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- | |
|--|
| <p>① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。</p> <p>② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。</p> <p>③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで、知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）</p> |
|--|

2. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中には、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- | |
|---|
| <p>① ご契約者が死亡した場合</p> <p>② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合</p> <p>③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合</p> <p>④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</p> <p>⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</p> <p>⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p> <p>⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p> |
|---|

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--------------------------------------|
| <p>① 事業者が作成した居宅介護サービス計画に同意できない場合</p> |
|--------------------------------------|

- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者及びサービス従事者又は従業員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者及びサービス従事者又は従業員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4. 参考資料

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

第 1 条の二 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第 4 条

- 2 項指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない